

# 議員全員協議会会議録

令和 3 年 7 月 2 8 日

宮 古 市 議 会

## 令和3年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月28日)

|          |    |
|----------|----|
| 議事日程     | 1  |
| 出席議員     | 2  |
| 欠席議員     | 2  |
| 議会事務局出席者 | 2  |
| 開 会      | 4  |
| 説明事項(1)  | 4  |
| 説明事項(2)  | 4  |
| 説明事項(3)  | 5  |
| 説明事項(4)  | 6  |
| 説明事項(5)  | 8  |
| 閉 会      | 13 |

## 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和3年7月28日（水曜日） 午前9時

場 所

市議会 委員会室

---

事 件

〔説明事項〕

- （１）市長給料の減額について
- （２）宮古市副市長の定数について
- （３）宮古市教育委員会の委員の任命について
- （４）宮古市監査委員の選任について
- （５）宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任について

出席議員（21名）

1番 白 石 雅 一 君  
3番 西 村 昭 二 君  
5番 小 島 直 也 君  
8番 佐々木 清 明 君  
10番 伊 藤 清 君  
12番 高 橋 秀 正 君  
14番 竹 花 邦 彦 君  
16番 落 合 久 三 君  
18番 加 藤 俊 郎 君  
20番 田 中 尚 君  
22番 古 舘 章 秀 君

2番 木 村 誠 君  
4番 畠 山 茂 君  
6番 鳥 居 晋 君  
9番 橋 本 久 夫 君  
11番 佐々木 重 勝 君  
13番 坂 本 悦 夫 君  
15番 長 門 孝 則 君  
17番 松 本 尚 美 君  
19番 藤 原 光 昭 君  
21番 工 藤 小 百 合 君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

〔説明事項〕（1）

市 長 山 本 正 徳 君  
副 市 長 桐 田 教 男 君  
総 務 課 長 田 代 明 博 君

副 市 長 佐 藤 廣 昭 君  
総 務 部 長 若 江 清 隆 君

〔説明事項〕（2）

市 長 山 本 正 徳 君  
総 務 課 長 田 代 明 博 君

総 務 部 長 若 江 清 隆 君

〔説明事項〕（3）（4）

総 務 部 長 若 江 清 隆 君

総 務 課 長 田 代 明 博 君

〔説明事項〕（5）

企 画 部 長 菊 池 廣 君

副 主 幹 兼  
地 域 振 興 係 長 小山田 克 彦 君

---

○

議会事務局出席者

事務局 長 下島野 悟

次 長 前 川 克 寿

主 任 佐々木 健 太

---

○

## 開 会

午前9時00分 開会

○議長（古舘章秀君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は、説明事項5件となりますので、皆様、スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願いします。

○

### 説明事項（１） 市長給料の減額について

○議長（古舘章秀君） それでは、説明事項の１、市長給料の減額についてを説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、公共下水道使用料の未請求等に係る市長給料の減額について、説明をさせていただきます。昨年12月以降に判明をいたしました市営浄化槽使用料及び公共下水道使用料の未請求等の事案につきまして、市民の信頼を損ねる事態を招いたことから、市長の給料月額を減額することといたしましたのでご報告をいたします。市長給料の減額は公共下水道事業を行う公営企業の責任者としてけじめをつけるため、給料月額を１か月間、20%減額をいたすものであります。なお、公営企業の組織上、副市長の位置付けは職制上ないことから市長給料のみの減額といたします。今回このような事案が発生し、私が責任をとるに至った状況を全職員と共有しながら、適正な事務執行に努めてまいります。以上私からの説明とさせていただきます。なお、関係する条例案を本日の臨時会議に提案させていただきます。その内容につきましては総務部長から説明をさせていただきます。

○議長（古舘章秀君） 総務部長。

○総務部長（若江清隆君） それでは、宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。先ほど市長よりご説明いたしましたとおり、昨年12月以降に判明いたしました市営浄化槽使用料及び公共下水道使用料の未請求事案に関して、市長の給料月額を減額しようとするものでございます。改正の内容は、令和３年８月に支給される市長の給料について、給料月額83万円を20%減額し、66万4,000円にするものでございます。以上、説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。質問のある方は挙手を願います。質問がないようですので質疑を終わります。説明員の入替えを行います。佐藤副市長、桐田副市長は退席願います。

○

### 説明事項（２） 宮古市副市長の定数について

○議長（古舘章秀君） 次に説明事項の２、宮古市副市長の定数についてを説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） 宮古市副市長の定数について、説明をさせていただきたいと思います。平成23年３月11日に発生をいたしました東日本大震災の復旧、復興等に対応するため、これまで副市長２人体制で進めてきたところであります。東日本大震災からの復旧、復興等の事業の進捗が図れてきておりますことから、副市長１人体制にするものであります。東日本大震災の後に発生いたしました平成28年台風第10号災害、令和元年台風第19号災害につきましては、復旧事業が今年度中に完了する見込みになってございます。また東日本大震災を契機として整備が進められております復興支援道路宮古盛岡横断道路は３月に全線開通、復興道路三陸沿岸道路は本年中の全線開通が見込まれておるところでございます。以上のことから副市長を１人体制にするということにしたいと思います。なお、関係する条例案につきましては、本日の臨時会議に提案させていただきます。その内容につきまして、総務部長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） それでは、宮古市副市長定数条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。改正の内容は、副市長の定数を2人から1人に改めるものであります。次に附則でございますが、本条例の施行日を令和3年8月4日からとするものでございます。以上説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。質問がないようですので質疑を終わります。説明員の入替えを行います。山本市長は退席願います。

皆様にお諮りします。以降の説明事項3件については、全て人事に関する案件でございますので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により、これより非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしと認めます。よって本会議はこれより非公開とすることに決定しました。

○

### 説明事項（３） 宮古市教育委員会の委員の任命について

○

### 説明事項（４） 宮古市監査委員の選任について

○

### 説明事項（５） 宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任について

○

○議長（古舘章秀君） 次にその他ですが、皆様から何かございますか。田中尚君。

○20番（田中尚君） 本日の全協冒頭に山本宮古市長のほうからこの間の一連の公共下水道、言わば未請求問題に関して、責任をとるという決意のもとに必要な条例改正の説明をいただいたところであります。私は実にこの問題が発覚してから担当部署におきましては、過去に遡って精査、言わば調査をしまして、最終的には今回判明した分だけでも、会計法上を言わば、債権として法律上消滅する金額がざっと500万。これは言わば適正な事業執行が行われていればですよ。そういう形で市の特別会計がある意味収入として確保された部分であります。言わば公共下水道事業会計にこれだけのお金を、これだけの穴があいたと。昨年は合併浄化槽の未請求問題でざっとやっぱり似たような金額、合計いたしまして、私の記憶では1,000万超えるか超えないかという大変大きな金額であります。それからしますと市長の決意は決意として受け止めたわけではありますが、一方において言わばその我々議会の責任の在り方についても私はやっぱり検討する必要がある。具体的に提案いたしますけれども、我々もやっぱり監督不行き届きということで、議員歳費の中から1ヶ月に限定をして、必要なやっぱり削減をすべきだというのが私の提案でありますので、協議をお願いしたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 只今、田中議員から議員歳費についても1ヶ月の減額というものを…あ、すいません。議会の歳費の減額について協議していただきたいという提案がございましたが、ご意見をいただきたいと思います。どのようにお計らいしたらいいのか、ご意見をいただければと思います。田中尚君。

○20番（田中尚君） 意見がないようですので、あえて私のほうから提案させていただきますけれども、減額の規模でありますけれども、市長は1ヶ月に限定して2割カットという提案をいたしております。私たちは市長は1人ですけれども、少なくとも議員定数議長も含めて22人の議員がおります。言わば数は我々が圧倒的に多いということを考えますと、市長のように2割もカットする必要はない。私はちょっと悩ましいなと思って考

えているんですが、そういった意味からしますと３％から５％カットするということで、幾らかでも言わば市のそういう損じたその穴埋めになるものでありませんが、気持ちとしてやっぱり市長と連帯をしてしかるべき責任を果たすべきだと思います。私の提案は３％、消費税が生まれたときの３％程度でどうかということをあえて提案させていただきます。

○議長（古舘章秀君） 皆さん、田中議員から提案がありましたが、この件についてご意見をいただきたいと思います。加藤俊郎君。

○１８番（加藤俊郎君） 宮古市議会では何年か前に監査委員を、議選の監査委員を返上したっていう経過がございます。それで、今般のような不祥事、いわゆる不祥事ですが、そういったことを我々議員の立場ではなくて、専門的に会計のこと、あるいは税のことについて詳しい方が監査委員になってしっかりと市政を監視すべきだというような考え方から、宮古市議会では監査委員を返上して市のほうで今の監査委員体制でやってきたっていう経過がございます。それで、下水道料金の徴収状況あるいは賦課状況については、市議会議員は関知しないところでございます。出来ないところでございます。そういったことから、今般のような不祥事について、議会議員として、議会として責任を問われるのかどうか。私は甚だ疑問に感じております。よって、宮古市議会議員の報酬の減額、田中議員は責任を痛感すべきだというような主張して出されておりますが、私は議会議員は、先ほど申し上げたような理由から責任を問われないものというふうに私は考えております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○２０番（田中尚君） 加藤委員のお言葉ではございますけれども、我々は少なくとも年度年度の会計を決算認定をします。言わばその認定行為を通じて、最終的には適正な執行が行われているという判断を示してきているわけであります。その中身について実は瑕疵があった。あるいは不手際があったということについては、それは我々の範囲外だよと、責任外だよというの、確かにそういう考えもあるかもしれませんが、要はやっぱり今回の市長もそうだと思うんですけども、ある意味、結果責任が問われるということも考えればですよ。やっぱり私たちがこの間何をやってきたのか。そういう言わば穴の空いた会計を適正なものに見なして認定してきたことに対するやっぱりけじめをつけるべきだという意味で私は述べておりますので、そこは誤解のないように、皆様方のご理解いただきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） ご意見をいただきたいと思います。賛否をとるものでございせんが皆さんの合意のもとでなければこれは出来ないということでございますので、それぞれご意見をいただければとこのように思います。加藤俊郎君。

○１８番（加藤俊郎君） 悩ましい問題を田中議員が提案してきたなというふうに思っておりますが、この場ですぐ判断できるというものでもないだろうなと思います。また、判断して減額すべきだっていうような形での判断した場合には、それなりの今度は条例改正が必要になるということから、今日の提案には多分ならないだろうなということから、直ちにこれを決めるっていうものでもないだろうなっていうふうに考えておまして、再度全協でもって決めたほうがいいのか、議運でやったほうがいいのか、会派代表でやったほうがいいのかっていうことをお聞きいただいて、しばらく時間おいて判断すべきじゃないのかなというふうに思いますので、お取扱いをよろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） ただいま加藤議員のほうから新たな提案がございましたが、皆さんのほうからこれは一方的に決めるものでございせん。ご意見をいただいて方向性も決めていきたいと思いますが、皆さん、いか

がですか。工藤議員。

○21番（工藤小百合君） 今の加藤委員さんのほうからいろいろ説明がありましたけれども、例えば今回、今日提案されても後からこれは皆さんでご審議しなきゃならない問題だと思いますけれども、これが議会として条例改正して、いつ何なるときでも市の決算予算通したときに、こういう不祥事が生じたときには議会もそれなりの説明をしなきゃならないし、責任をとらなきゃならないということにこれから以後そういう形になるんでしょか、ということを知りたいです。ただ、今、加藤さんおっしゃったように議員の報酬を減額することは条例を改正しなきゃならないです。その度に今回条例改正して減額します。次のときには何もなくていいです。またあったときにはまた条例改正します。そういう条例って簡単にころころと変えていいものなんですか。やっぱり条例というのは、法律ですので、議会もそれに沿って粛々と皆さんで議会として対応していかなきゃならないと思ってるんですが、これは議会としてどうすべきかというのを、議員全員の方々が考えていただいて対応していただきたいと思っております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 副議長のお言葉とは思えない、発言を聞いたなという思いであります。私は何でもかんでも今後もね、こういうことが起こりうる度に、その度に条例改正をして議員歳費を切り込むのかと。そういう一般的な問題の立て方は極めて不適切でありますし、私自身はそういうことは毛頭求めておりません。今回はあってはならない事態が生じたと。そのほかにも私は市民からいろんなお話を聞いております。職員の市民への向き合い方、事務執行を含めてですね。総じて評判がよくありません。それはさておいて、違う話でありますので、今回、その方々は例えばちょっと一言だけ言いますけどもね、料金が残高不足をして言わば何だろう、強制執行される通知が届いたという事例があったようでありますけれども、今宮古市は市税の収納率は県下ナンバーワンであります。一方においては、税金はもちろん納めるべきでありますよ。ただど一方においてはですよ。宮古市の公売件数、つまり差押えするこういう件数は半端なく多いですよ。これのいい悪いはさておいて、結果的に宮古市の税の収納率が県下1番だと言うのは、これはこれとして私はやっぱり行政の姿として、それは評価できる部分だと。ただし、そこに市民の暮らし向きをしっかりと受け止めてですよ。柔軟な対応も必要だということになりますと、ここは一重に現場の職員の対応能力が問われる問題だと、私はそう思っております。工藤副議長が提起した問題であります、今後もそういう形で条例改正、頻繁にやるのか、宮古市はこれはもうこんな感じでこういうふうな事案はですね、しょっちゅう起きるんですか。私はそれはないっていう前提で、今回に限ってははじめをつける意味で提案しております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 皆さんそのほか。竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 私が理解出来ないのは、田中議員のほうからは、決算認定等々の問題を含めて、議会として、責任をとりはじめをつけるべきだというのが、議員報酬削減をすべきだという提案の理由だというふうに理解をします。しかし、今回事案そもそも決算認定の問題含めて請求をしていない事が原因ですね。公共下水道、言わば収入として入ってきていないものですから、それをね、議会の決算がそこに誤りがあって瑕疵があったという、そういうものではないだろうと私思ってるんですよ。じゃどうやって、決算認定の際に審議をするか。そもそも収入として上がってきてないわけですから、ここはね、私は議会の言わば責任、あるいは議員のそういうチェック機能云々かんぬんという問題とは、また問題を異にするというふうに思うわけあります。したがって、気持ちはわからないわけではありませんけれども、議員報酬削減というね、その理由が議会のチェック機能が果たしていなかった、決算認定を含めてということも理由に私は当たらないというふうに

思っております。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。田中尚君。

○20番（田中尚君） 竹花委員の発言でございますけれども、私はですね、本来、適正な業務の執行がなされていれば、収入として計上すべきものが出来ていなかったと、いうことを問題にしておりますし、そこも含めて今回、22年間にわたってこれだけの金額になるという報告をいただいたってこの事実を踏まえて発言しておりますので、なおかつ時効の分については、これは会計法上請求出来ないということでもありますので、それらこれらも含めて、本来であれば、公共下水道事業会計の決算認定の際に料金収入として計上されるべき金額が漏れているという事案になるわけでもありますので、そういった意味では関係ないという竹花委員の発言は私は当たらないと思います。

○議長（古舘章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 私が言っているのは関係がないという意味じゃなくて、そもそも議会の決算審議に当たってそれが本当にできる事案だったのかということを指摘をしているわけでもあります。そもそも、言わば確かに入るべきものはそれはそのとおりであります。しかし、決算に言わばその収入としてそのことが入ってる。我々とすればその現実に提起されている決算について審議をすべきなわけですから、それが決算に収入がないんではないかという前提で私どもは審議をしてるわけではないわけ。ここはしっかり押さえておかないと、私はやっぱり今後の様々な審議の中で、先ほど副議長が指摘をしましたけれども、当然これはあり得ることですね。起きてはいけないわけでもありますけども、頻度の問題というよりは、当然それは様々は状況としてあり得ることだというふうに私は思っております。ですからそれが、そういった意味で市長が自らの給与カットということで行政責任として、今日、条例改正提案をしているわけですから、私ども議会の責任の在り方、チェック機能の在り方ということの点で田中議員が問うてるわけでもありますけども、私はそういうふうには考えられないということを申し上げているわけでもあります。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 私も竹花委員と認識は同じなんですけれども、まず議会のチェック機能ということで田中委員が話されてますけれども、今回のこの問題っていうか、不祥事の原因とされているのは、やはり行政の事務執行、事務事業執行に当たって、適正に執行されてないということだろうというふうに思います。ちょっと細く言うと、下水道を使用する際には当然申請書を出しますし、その申請書を受け付けして、そしていつから、要するに現場をチェックしたら、もしくはその図面申請証等をチェックして徴収というんですか。料金、これは水道料金ともリンクしていく。当初、下水道料金に関しては、下水道会計そのものが独立していないものですから、水道料金に合わせてやっていくという。要はそのこの連携といいますか、そこが出来ていなかったというふうにも考えられますし、原因の一つというふうになってますから、私はやっぱりこれは行政の事務事業そのものの執行体制、これの問題と。これは議会がチェックするには、もうまず不可能な現状、状況だというふうに判断しますから、これはやっぱり市長、副市長がね、たまたま決裁等々責任がないという説明もありましたけれども、これはやはり管理者であるトップの市長の責任というふうに私は理解してますので、議会のチェック機能云々で監視機能云々で責任を問われることはないというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 以前は公共事業会計の決算時期は9月議会でした。合併前の宮古市は、12月が一般会計のそれぞれ特別会計の決算議会ということで、言わば二つにわたって過去にはですよ。それぞれ議会

としての決算を審査する場があった。今は9月に、つまり9月になぜ議論するかというと、翌年度の施策に反映させるっていうことからですね、言わばその決算も一緒に従前の公営企業会計の時期に合わせて今審議をしています。結果はどうなっているかといいますとほとんどノー審査であります。よっぽどがない限りは、公営企業会計も下水道事業も議員の側からあれこれ質問する時間はほとんどないのが今の宮古市議会の決算審査の実態であります。私が本会議で指摘をしたのは、こう聞きました、下水道課長に。所管する担当の常任委員会に説明しましたか。してませんと言いましたよ。これはね、だから私あえて市長に言ったんですよ。我々に行政を監視できる前提条件は、情報共通の認識をしなければ出来ない話なんです。松本委員らしくなくですね、竹花議員に賛成する意見述べたので私はちょっと心外な気持ちで聞いておりますけれども、あれほど厳しい松本議員が随分丸くなったなと思って聞いてましたけれども、それはさておいて、そういうことなんですよ、問題の本質は。今回は去年合併浄化槽の未請求問題が起きてるんですよ。だとすると、その時点で少なくとも現在の所管からいきますと、産業建設常任委員会さんがなぜそうなったのか。ほかに影響がないのか。当然市当局が持ったような疑問を、私たちが持たなきゃないですよ。それが全然なしで行くのであればね、随分楽な議員だね、議会だね、いいね通年議会は、ということになりますよっていう意味で、私はあえて情報の共有、さらに言えば宮古市の自治基本条例に反する事態をつくってますよということで私は市長に形としての責任を求めたわけでありまして。求めた以上は我々もしっかりと責任と自覚を市民に見える形で果たすべきだというのが私の意見であります。

○議長（古舘章秀君） 時間も本会議に迫っております。この件につきましては、この場で賛否をとるものではございませんので、私に一任していただいてどういう形で今後この件について取り組んでいくかという議長に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） それでは私に一任していただきたいとこのように思います。

そのほかに何かございませんか。なければこれをもって議員全員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前9時47分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀